



福岡医発第 3004 号 (地)
令和 2 年 2 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルスについては、これまでも必要な対応をお願いしているところですが、今般のコロナウイルスへの対応のため、介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられる場合があります。

これにより、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとされる旨の事務連絡が、厚生労働省より日本医師会を通じてありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

令和2年2月19日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルスについては、これまでも必要な対応をお願いしているところですが、今般のコロナウイルスへの対応のため、介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられる場合があります。

これにより、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できるとされる旨の事務連絡が、厚生労働省より発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

(令 2.2.18 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)



事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 18 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

今般のコロナウイルスへの対応のため、介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられる場合があります。

これにより、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとします。

については、本件事務連絡について、管内の市町村に周知をお願いします。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係

担当者：佐々木、小林

T E L 03-5253-1111（内線 3945）

F A X 03-3595-4010

電子メール roukenkanintei@mhlw.go.jp